

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
（「いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第二条」）

1 いじめの防止についての基本的な考え方

《基本理念》

- ・ いじめを生まない、許さない学校づくりを行う。
- ・ 児童をいじめから守り通し、いじめ解決に向けた行動を促す。
- ・ 教員の指導力向上と組織的対応に取り組む。
- ・ 保護者、地域、関係機関と連携して取り組む。

本校の教育目標は“知・体・徳の調和のとれた「生きる力」を身に付けた児童の育成”である。

教育目標の具体化のために、「児童が楽しく学べる学校」「保護者が安心して子どもを通わせられる学校」「教職員が働く喜びを感じられる学校」「地域と支え合える学校」を目指す学校像としている。

したがって、本校ではすべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等の対策を行う。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) 「いじめ防止・いじめ問題対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・ 「聴いてよタイム」を設け、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び対応の共通理解について全職員で確認する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価アンケートの結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応については、関係者によるケース会議を開催し、確実な情報の把握に努め、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ① 「学校生活のアンケート」や「Q-Uアンケート」を行い、実態把握に努める。
- ② 日頃より児童・保護者との信頼関係の確立に努め、いじめなどが発生しない学級・学年・通学班づくりに努める。
- ③ 児童の実態把握や理解を深め、教職員の指導力の向上を図る。
 - ア 互いの人格を尊重し、生命、身体の安全、名誉（プライド、自尊心）を守って安全に生活することをきちんと教える。
 - イ 毎日の授業を通して、互いに支え合う学習集団を目指し、望ましい人間関係を構築する中で人権感覚を身に付けさせる。
- ④ 分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるようにする。
- ⑤ 道徳の時間等に生命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されない」という認識を児童がもつように、教育活動全般を通して指導する。見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることは「いじめ」に傍観者として加担していることを知らせる。
- ⑥ 職員の共通理解に基づいた指導を心がける。
- ⑦ 市や県の教育相談員やスクールカウンセラーとの連携を深める。
- ⑧ 市いじめ・不登校対策研究会の事業に積極的に参加し、指導力の向上を図る。
- ⑨ 心の教室相談員との連携を密にする。
- ⑩ スクールソーシャルワーカーとの連携を密にする。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を実施する
 - ア 児童対象「学校生活に関するアンケート」 年3回
 - イ 保護者対象「学校評価アンケート」 年1回
 - ウ 教育相談を通して学級担任による児童からの聞き取り調査 年4回
- ② いじめに係る相談ができる体制を整える
 - ア スクールカウンセラーの活用
 - イ 心の教室相談員の活用

- ウ スクールソーシャルワーカーの活用
- ③ いじめ防止対策を講じるための手だてを年間計画に位置付ける
 - ア いじめ防止対策の年間計画の作成
 - イ いじめ防止対策に関する研修を実施
 - ウ いじめ防止等に関する職員の資質向上の機会の確保
- ④ インターネットを通じて行われるいじめの対策方法を講じる
 - ア 発信者の匿名性や情報送信の特性を踏まえて、情報モラル研修会を行う。
 - イ LINEやSNSでのいじめを防止し、効果的に対処できるように啓蒙活動を行う。
 - ウ 情報モラル、情報セキュリティーの講座を発達段階に応じて開催する。
- ⑤ 職員の意識の向上を図る
 - ア 「いじめ・差別は起こり得る」という基本認識をもち、児童を見守り、日常的に丁寧に観察することにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。
 - イ 変化を感じた児童がいる場合、全職員で気付いたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
 - ウ 様子に変化が見られた場合、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確認し、解決策を相談して、問題の早期解決を図る。

(3) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、早急に校長・教頭に報告する。校長は関係職員を招集し、今後の対応について協議する。
 - ア 担任、学年主任、生徒指導担当に連絡→該当児童に事実関係を確認し、指導→生徒指導担当より校長・教頭に連絡
 - イ 適切な問題意識をもって、事実関係を明確にするための調査を行い、いじめを認識できるようにする。
 - ウ 家庭との連携を密にし、学校の取組の情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かす。
 - エ 情報収集を綿密に行い、事実確認をし、いじめられている児童の身の安全を最優先に考える。
 - オ 重大な内容、緊急性が高い場合などは、早急にケース会議（校長・教頭・教務・生徒指導担当・学年主任・担任・関係職員）を開き、今後の対応や指導等について協議し、共通理解をした上で対応と指導等を進めていく。
- ② いじめの事実を確認した場合はいじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童、護者に対する支援と、加害児童への指導とその保護者への助言を行う。
 - ア 加害児童に対し、毅然とした指導を行い、加害児童の保護者に協力を求め、場合によっては加害児童の非行がいつそう深くなるのを防止し、立ち直らせるため、加害児童の家族を援助し、必要があれば専門家の力を借りる。
 - イ 傍観者の立場にいる児童に対しても指導する。
 - ウ いじめを受けた児童の心の面でのケアのために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導していく。
- ③ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるように、保護者と連携を図りながら、必要な措

置を講ずる。

- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめに係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会や警察署等と連携して対処する。

4 重大事態への対応

《重大事態の認識》 次の2点を重大事態とする。

- ① 児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

《対応》

重大事態が発生した場合は【重大事態対応フロー図】をもとに対応する。

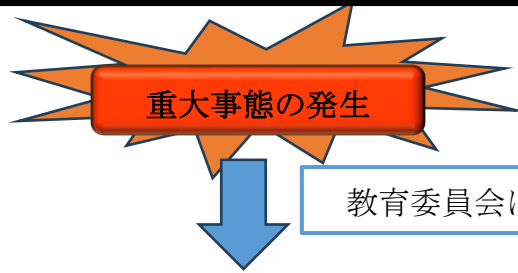
5 学校の取組に対する検証・見直し

- ① いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の項目を学校評価のアンケートに加え、適正に学校の取組を評価する。
 - ア 早期発見に関する取組
 - イ 再発防止のための取組
- ② いじめに関する取組の検証を行う。
 - ア 基本方針の見直しを行う。
 - イ アンケートの分析を行う。

6 その他

- ① 「学校いじめ防止基本方針」を、ホームページにて掲載する。
- ② いじめ防止に関する職員の意識を高め、対処するための資質向上を図る。
- ③ 朝礼など全校集会の場で、「いじめ」に関する講話を行う。
- ④ 日常的に、職員間での風通しのよい情報交換を図るために、都度「聴いてよタイム」を行う。
- ⑤ いじめ事案に対しては、職員個人で対応せず、よりよい方向に進めるために複数の職員で対応する。必要に応じて、SC、SSW、心の相談員とも連携して対応する。
- ⑥ いじめをきっかけに不登校になってしまった場合は、不登校対応も同時に進め、必要があれば外部機関（一宮児童相談センターや江南市子育て支援課など）にも協力を依頼し、早期解決を目指す。

【重大事態対応フロー図】



教育委員会に重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の対応組織を設置

※組織の構成については、専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接的な人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

事実関係の調査の実施

※調査組織が中心となり、事実関係を明確にするための調査を速やかに実施する。
※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
※調査に当たってアンケート調査を実施する場合は、調査に先立ちその旨を調査対象の児童と保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※希望があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
※再発防止に向けた取組の検証を行う。

	いじめ・不登校に対する取組	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ基本方針の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 学級開き 相談室やSC、SSWの児童、保護者への周知 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 身体測定 	<ul style="list-style-type: none"> PTA運営・常任委員会 PTA総会 学年学級懇談会 家庭確認 学校運営協議会
5月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> Q-Uアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 	
6月		<ul style="list-style-type: none"> ネットモラル教室 		<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会
7月		<ul style="list-style-type: none"> 学校保健安全委員会 個別懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケート 	
8月				
9月			<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> PTA運営・常任委員会 学校運営協議会
10月			<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> Q-Uアンケート 		<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会
12月		<ul style="list-style-type: none"> 個別懇談会 人権週間 人権教室(3年生) 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価アンケート 学校生活アンケート 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> いじめ不登校対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 学校保健安全委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> PTA運営・常任委員会 学校運営協議会
2月				<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会
3月				
通年	<ul style="list-style-type: none"> ケース会議(随時) 聴いてよタイム(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> 朝礼講話 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー(月1日) 心の教室相談員(週4日) スクールソーシャルワーカー(月1～2日) 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動

